

第 6 回ペットフード小委員会の結果について

中央環境審議会動物愛護部会ペットフード小委員会及び農業資材審議会飼料分科会の合同会合（第 6 回）が、令和 2 年 9 月 30 日（水）に持ち回りで開催された。合同会合における審議等については、以下のとおり。

1 愛玩動物用飼料の砒素の成分規格の見直しについて

砒素：現行の総砒素の成分規格（15 μg/g）を削除し、無機砒素の成分規格（2 μg/g）とする。

（参考）

- 1) 現行の総砒素の基準値は、ペットフード製品中の総砒素に占める（毒性の高い）無機砒素の割合が概ね 10%程度であると推測し、犬猫に対する有害影響について無機砒素の毒性試験の結果を元に設定したものであること。
- 2) 基準値は、超過している場合に廃棄等の命令の対象となるものであり、より確実な科学的根拠に基づき設定されるべき。
- 3) 愛玩動物用飼料の無機砒素の検査法が整備され※、無機砒素のリスク管理が行えるようになったこと。

※ 愛玩動物用飼料等の検査法 <http://www.famic.go.jp/ffis/pet/sub4.html>

以上から、現行の総砒素の基準値は削除し、新たに無機砒素の基準値を設定。

詳細は、<http://www.env.go.jp/council/14animal/yoshi14-02.html> 参照。

2 今後のスケジュール

